

商品名等 (電気用品名等)	マイクロバブルシャワー発生器具
<p>1 当該商品等の概要</p> <p>○用途、機能、性能</p> <p>本製品は美容院、美容室、サロン等の、洗髪用シャンプー台に設置され、散髪後の洗髪で使用される温水に微小な空気を混ぜることを目的とする。</p> <p>本製品は空気を圧縮するポンプと圧縮された空気を蓄える空気タンク、温水と加圧された空気を混ぜる気体導入用タンク、これらを制御する電磁弁や圧力計、電子回路等で構成され、美容院等の送水設備に取り付けられる。</p> <p>気体導入用タンクに温水が入ったことを検知すると、電磁弁を開放し、空気タンクに貯めた空気を導入することで温水に空気を含ませる。空気タンクは圧力計によって監視されており、適宜ポンプによって加圧され、空気を蓄え続ける。</p> <p>温水は美容院等の既存設備によって供給されるものであり、本製品による送水や加温は行われない。また、温水を貯蔵するタンク等も有さない。</p> <p>○構造、仕様、意匠</p> <p>電気定格：AC100V、50/60Hz、60W</p> <p>○主な使用者、販売先 美容室、美容サロン、一般家庭</p>	
<p>2 対象・非対象の解釈</p> <p>特定電気用品のうち、電動応用機械器具の「その他の電気気泡発生器」で対象として取り扱う。</p> <p>(理由)</p> <p>内蔵されるポンプは空気を圧縮するために用いられているが、本製品の主たる用途は温水に気泡を発生させるものであり、浴槽用、観賞魚用でないことから、「その他の電気気泡発生器」として対象とすることが妥当と考える。</p>	